

第一章 全体構想

都市計画マスタープラン全体構想について

全体構想は、旭川市全体の都市計画に関する基本的な方針を定めています。

なお、旭川市は、鷹栖町、東神楽町とともに、旭川圏都市計画区域を構成しています。



旭川市都市計画マスタープラン全体構想区域図

第 1 節 都市整備の理念と目標

1 理念設定の背景

(1) 総合計画との関連

都市計画マスタープランは、『第7次旭川市総合計画』に示された4つの基本目標のうち、主に、都市計画分野との関連が大きい「人のやさしさとやすらぎを実感するまち」及び「人が行き交い、元気な経済が展開するまち」で示された重点目標を具体化するための都市計画分野における基本方針としての役割を担っています。

(2) 都市を取り巻く自然環境

旭川市は、大雪山連峰の恵まれた森林資源と豊穡な農地に囲まれた上川盆地の南端に位置し、市街地は、大雪山連峰に源を発する4つの大きな河川の合流地に広がっています。

(3) 都市の発展の基盤

旭川市は、自然と密接なかかわりを持つ農業及び木材を資源とした産業を基盤に、行政及び商業・業務・工業などの都市機能の集積や、広域的な交通基盤の整備が進み、北海道の拠点都市として発展してきました。

(4) 新しい時代への対応

『第7次旭川市総合計画』では、社会情勢が変化する中で、一定の整備が進められた社会資本や、地域における様々な資源をいかに有効に活用していくかを重要な視点ととらえており、都市計画においても、急激な都市化の時代を経て、安定・成熟の時代に対応する計画が求められています。

(5) 市民参加と協働

市民ニーズが多様化・複雑化している一方、市民参加意識が高まっており、市民と行政がそれぞれに果たすべき責任と役割を自覚し、相互に補完し、協力し合い、公共的な問題を解決するため、協働によるまちづくりが求められています。

2 都市整備の理念

旭川市の都市整備は、水と緑の豊かな環境資産や雪と氷のある冬の気象条件など、自然環境との共生を目指しながら進めます。また、蓄積された社会資本を有効に活用しつつ、市民との協働により個性豊かな地域づくりを積み重ね、四季を通して快適性、利便性が感じられる、人が集まる成熟した都市の形成を目指します。

旭川市都市計画マスタープランにおける都市整備の理念は、このような認識を踏まえて以下のとおり設定します。

自然が輝き、人がにぎわう都市の形成

個性ある地域づくりを積みかさね、
自然がいきいきと輝き、
人々の元気な笑顔があふれる、
そんな旭川にしたい

3 都市整備の目標

都市計画マスタープランにおける都市整備の目標を以下のように設定します。

土地利用の目標

人口の減少、少子高齢社会の進展を見据え、将来にわたって、すべての市民の暮らしやすさを確保するため、中心市街地、一般市街地、地域核市街地それぞれが機能的に役割分担された土地利用を進めることで、コンパクトな都市空間の形成を目指します。

また、将来にわたり持続可能な都市構造を形成するため、現状の都市規模を維持することを基本とし、市街地の無秩序な拡大を抑制します。

都市交通整備の目標

土地利用と連携しながら、各交通手段が適切に役割分担された交通体系を整備し、効率的で快適な移動手段を確保するとともに、安全性や環境との調和にも配慮しながら、交通施設のバリアフリー化や自家用自動車に過度に依存しない交通体系の形成を目指します。

また、都市圏内各方面との連結を強化する主要幹線道路網や道内主要都市との交流に対応し、交通の高速化、効率化を確保する広域道路網の整備を推進するとともに、国内及び国外の諸都市との結びつきを強め、道内拠点空港としての役割を発揮する旭川空港の機能強化を促進します。

公園緑地，河川整備の目標

すべての市民が，自然の中で憩い，交わり，遊び，学ぶことができる空間を創出します。

また，樹林地や河川緑地，道路緑地，公園緑地，各種施設緑地を結び，動植物が生息できる緑のネットワークを形成し，水と緑と人が光り輝くまちづくりを進めます。

環境保全の目標

市民，事業者，行政の協働により，旭川を取り巻く大気・水・土壌など自然環境を保全し，「環境にやさしいまち」を目指します。

また，都市にうるおいと季節感を与えてくれる豊かな自然に囲まれながら，健康で安全に生活できる都市を形成するとともに，地球温暖化対策を推進し，温室効果ガスの排出が抑制された社会の形成を目指します。

景観形成の目標

豊かな自然と人々の暮らしにより育まれてきた本市の景観をいかしたり，歴史的・文化的景観を保全することで，自然と人々の生活が調和した景観を創出します。

また，市民，事業者，行政が協働して良好な景観を守り，育て，つくすることで，日々の暮らしの中で魅力が感じられる景観を形成し，誇りと愛着を持てるまちづくりを目指します。

都市防災の目標

河川における水害対策や樹林地における土砂災害対策，道路や住宅地における雪害対策など防災対策を充実し，災害の起きにくい都市づくりを進めます。

また，災害時には安全に避難や救助活動ができ，その後の復旧作業が容易にできる災害に強い都市づくりを進めるなど，市民の生命と財産を守り，すべての市民が安心して生活できる都市を形成します。

第2節 都市構造の考え方

旭川の都市構造の考え方を以下のように設定します。

1 緑による市街地の輪郭の形成

無秩序な市街地の拡大を抑制し、市街地周辺の自然環境との調和を目指し、樹林地や河川沿いの緑地、農地、公園などの緑地により、市街地の輪郭を形成します。

2 道路による交通軸の形成

2環状8放射道路及び都心環状道路により構成される道路網により、都市圏内の大量交通を円滑に処理する利便性の高い交通軸を形成するとともに、2高速1連携道路により、広域的な都市間の交流・連携を促進します。

3 四大河川による水と緑の軸の形成

市街地を貫流する石狩川、牛朱別川、忠別川、美瑛川の四大河川と河川緑地により、都市にうるおいとやすらぎを与える水と緑の軸を形成します。

4 土地利用区分

(1) 中心市街地

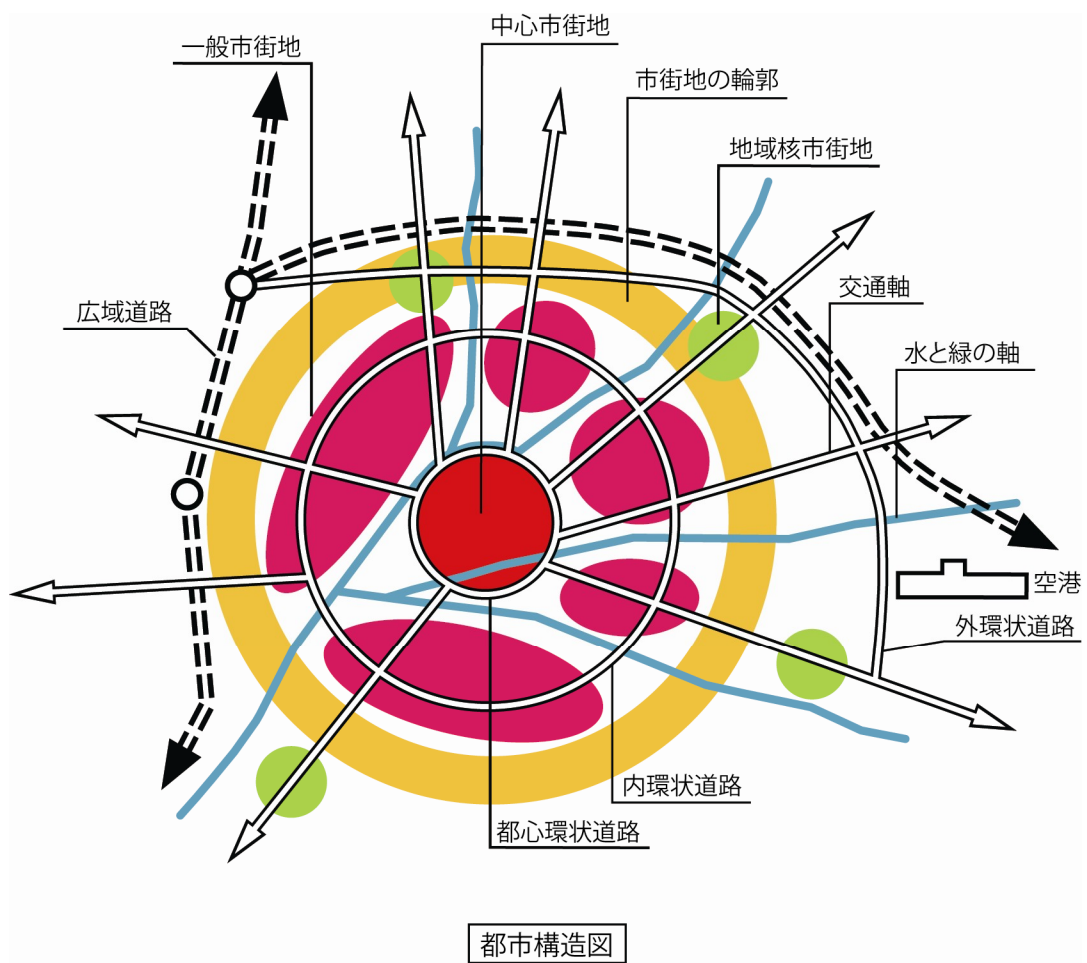
北彩都あさひかわ地区、買物公園及び銀座通周辺地区並びにそれらを補完する神楽地区を含む都心環状道路の内側に、行政、商業、業務などの拠点的な都市機能が集積する道北全体の拠点都市を形成します。

(2) 一般市街地

四大河川によって5つに区切られている中心市街地の縁辺から市街地輪郭に至る市街地では、住宅や商業、業務、流通などの地域生活に必要なサービス機能を配置します。

(3) 地域核市街地

合併以前から地域の核となっている市街地に、地域におけるサービスの中心として、豊かな自然と調和したゆとりのある市街地を形成します。



第3節 都市整備の基本方針

1 土地利用

1-1 計画的な土地利用の推進

(1) 市街地の構成

基本方針

- ◆都市交通機能や公共公益サービス機能，地域商業地を適切に配置し，各地域住民の生活圏における利便性を確保します。
- ◆農地や樹林地と調和した市街地を形成するため，市街地の外縁部にグリーンベルトを配置し，市街地の輪郭を明確にします。
- ◆市街地の無秩序な拡大を抑制し，現状の市街地規模を維持します。

施策の方向

- ◆都市機能の適正立地の推進
- ◆樹林地や河川沿いの緑地，農地，公園などのグリーンベルトの配置

(2) 適正な土地利用の推進

基本方針

- ◆市街地内の未利用地の有効活用を促進するとともに，地域の実情に応じた用途地域の指定による土地利用の誘導や公共施設の適正配置を行うなど，有効な土地利用を進めます。
- ◆市街化調整区域では，無秩序な市街地の拡大を抑制しながら，農林業の振興，自然環境の保全に取り組みます。なお，市街地に隣接する主要幹線道路沿道については，地域の実情に応じた秩序ある土地利用へ誘導します。
- ◆準工業地域の全域に特別用途地区を定め，広域的な都市構造や都市基盤に大きな影響を与える大規模集客施設の立地を制限し，都市機能の適正な配置と工業・流通業務地における効率的な操業環境を維持します。

施策の方向

- ◆地域の特性などに配慮した計画的な市街地整備の推進
- ◆土地利用の実態に即した用途地域の指定見直しなどによる適正な土地利用の誘導
- ◆将来を見据えた土地利用の誘導
- ◆遊休地の活用など，総合的かつ計画的な土地利用の促進
- ◆市街化調整区域における適切な都市計画手法の運用

1-2 中心市街地整備

(1) 都市機能の集積誘導

基本方針

- ◆北彩都あさひかわ地区，買物公園及び銀座通周辺地区並びにそれらを補完する神楽地区

に広域的な商業・娯楽のみならず、行政機能、文化機能、福祉機能や居住機能など北海道の拠点都市にふさわしい高次の都市機能を集積し、旭川の新たな魅力となる都市空間を創出します。

施策の方向

- ◆ 行政機能、商業機能、業務機能、サービス機能、居住機能など高次の都市機能の集積
- ◆ 歩行者動線などの整備による都市機能の連携・回遊性の強化
- ◆ 北彩都あさひかわ地区の土地区画整理事業の推進
- ◆ 観光情報センターの整備
- ◆ 市街地再開発事業、優良建築物等整備事業などの促進

（２）商業機能の強化

基本方針

- ◆ 買物公園を中心軸とした中心商店街地区での機能集積を促進するとともに、隣接する神楽地区などとの相互連携により、魅力ある商業地としての機能の充実に取り組みます。
- ◆ 買物公園や銀座通地区など既存の商業地において、市街地や店舗の再整備、未利用地の有効活用を進めるとともに、商業、サービス、娯楽、レクリエーションなどの機能強化や、各種イベントの実施など、市民をはじめ観光客が集うにぎやかな中心市街地を創出します。
- ◆ 北彩都あさひかわ地区から買物公園や銀座通周辺地区へ安全・快適に回遊できる歩行者動線の整備により、一体的な中心市街地として連携を進めるとともに、休憩や交流ができる緑豊かな街路空間を創出し、地区の魅力と集客力を高めることで広域的な商業地を形成します。

施策の方向

- ◆ 中心商店街地区での機能集積の促進
- ◆ 各種イベントの開催など、中心市街地でのにぎわいの創出
- ◆ 市街地再開発事業、優良建築物等整備事業などによる土地の高度利用の促進
- ◆ J R 旭川駅から買物公園、銀座通へ回遊できる緑豊かな歩行者ネットワークの形成

（３）自然との調和

基本方針

- ◆ 忠別川の河畔林、河川緑地などを地域の特性である水や緑などの豊かな自然と調和した親水性の高い空間として整備し、都心のオアシスとして市民に親しまれる交流空間を創出します。
- ◆ 緑の拠点となる常磐公園、北彩都あさひかわ地区、神楽岡公園、外国樹種見本林を結び、7条緑道や買物公園、銀座通などの道路を緑化することで、中心市街地における緑のネットワークを形成し、豊かな自然と調和した快適な都心空間を創出します。

施策の方向

- ◆ 親水性の高い大規模な緑地空間の形成
- ◆ 緑豊かな歩行者ネットワークの形成

(4) 交通機能の強化

基本方針

- ◆バス発着施設の集約や駐車場を含めたＪＲ旭川駅前広場の再整備により、鉄道、バス、自動車、自転車による交通結節機能を強化し、交通の利便性を向上させます。
- ◆河川で分断されているＪＲ旭川駅南北の交通を円滑にする南北連絡幹線道路を整備し、市街地の一体化による中心市街地を形成します。

施策の方向

- ◆南北連絡幹線道路の整備促進
- ◆ＪＲ旭川駅前広場の整備による交通結節機能の強化

1-3 住宅地整備

(1) 住宅地の土地利用区分

基本方針

- ◆様々な都市機能が集積され利便性に優れた中心市街地ゾーンでは、忠別川の河川緑地などの緑豊かな環境と調和した都市型住宅を誘導することで、まちなか居住を促進し、中心市街地のにぎわいを高めます。
- ◆一般市街地のうち、中心市街地の縁辺ゾーンでは、中高層住宅を主体とした良好な住宅地を形成・維持するため、都市基盤の整備や未利用地の有効利用を促進します。
- ◆中心市街地の縁辺を除く、一般市街地ゾーンでは、住民との協働による地区の特性に応じたきめ細かいまちづくりを進め、良好な住環境を維持・増進を目指します。
- ◆地域核市街地ゾーンでは、地区の特性である背景の豊かな自然と調和したゆとりのある住宅地の形成を目指します。

施策の方向

- ◆共同住宅など都市型住宅の誘導
- ◆開発行為などによる未整備地区の計画的整備の誘導
- ◆地域の特性に応じた地区計画の活用推進

(2) 快適な住環境の創造

基本方針

- ◆花や緑による住宅地の緑化や北国らしいまち並みづくりを進めるなど、地区ごとの特性をいかにしながら水や緑と調和する快適な住宅地の形成を目指します。
- ◆だれもが、住みなれた地域で安心して安全な生活が続けられるような住宅の普及に努めるとともに、道路のバリアフリー化など人にやさしい環境づくりを進めます。
- ◆雪や寒さに強く、冬を快適に暮らせる北方型住宅の普及に努めるとともに、堆雪スペースや歩行者空間を確保したゆとりのある住宅地整備を誘導します。また、中小河川を利用した消流雪用水の導入など快適な冬の生活環境づくりを進めます。
- ◆住環境の向上のために、主要幹線道路の沿道付近の振動、騒音、排気ガスなどに対する緩衝帯となる、街路樹の配置や沿道サービス施設の立地を誘導します。

- ◆安心安全な上水道を目指し、水道水源の確保及び水道施設の整備充実と適切な維持管理を行い、良質な水の安定供給に努めます。
- ◆新たに開発される住宅地については、周辺地域と調和した良好な居住環境の形成を誘導するとともに、日常利便施設の立地を適切に誘導し、用途の混在を未然に防止します。
- ◆工業・流通業務系施設と既存の住宅とが混在している住宅地については、用途の混在を解消し、住環境の向上を促進します。

施策の方向

- ◆高齢者や障害のある人の生活に配慮した住宅の普及・確保、指導・支援の促進
- ◆北方型住宅の普及・整備の促進
- ◆流雪溝や消流雪用水導入による雪処理施設の整備
- ◆高齢者が居住する住宅での融雪槽やロードヒーティングの設置に対する支援
- ◆外環状線への緑地帯の配置
- ◆わかりやすい住居表示の推進
- ◆地域の特性に応じた地区計画の活用推進

(3) 多様な住宅施策の展開

基本方針

- ◆中心市街地において、多様なニーズに対応した居住環境を整備するなど、居住人口の増加を促進します。
- ◆品質や性能を確保した質の高い住宅の供給促進に努めるとともに、既存住宅の改善や適切な維持管理を推進するなど、良質な住まいづくりに取り組みます。
- ◆多様なニーズに対応できる仕組みづくりを推進します。
- ◆住宅困窮者に対して住まいの安定確保に取り組みます。
- ◆農山村地域のコミュニティの維持や地域振興のために、農山村地域への定住や都市と農山村との交流を促す優良田園住宅の建設を誘導します。

施策の方向

- ◆住宅セーフティネットとしての市営住宅の的確な供給
- ◆高齢者や障害のある人、子育て世帯向け住宅などの安定確保
- ◆バリアフリー化や耐震補強など住宅改修の促進
- ◆民間における住宅の建設に対する情報提供など適切な指導・支援
- ◆中心市街地への住み替え希望者に対する情報提供などまちなか移住の支援
- ◆『優良田園住宅の建設の促進に関する基本方針』に基づく優良田園住宅の建設を誘導

1-4 商業地整備

(1) 地域商業地

基本方針

- ◆歴史や文化，自然環境など地域の特性に配慮しながら，地域商業地を適切に配置し，身近な生活圏における利便性と暮らしやすさを確保します。

施策の方向

- ◆都市機能の適正立地の推進

(2) 沿道商業地

基本方針

- ◆2環状8放射で構成される主要幹線道路，JR旭川駅南北を連絡する幹線道路の沿道に商業地を配置し，自動車を利用した消費需要に対応するとともに，周辺地区住民の日常生活の利便性が向上するよう，商業・サービス機能の適切な立地誘導に取り組みます。

施策の方向

- ◆都市機能の適正立地の推進
- ◆用途転換による沿道利便の増進

1-5 工業・流通地整備

(1) 工業地

基本方針

- ◆企業の移転や誘致による立地動向を考慮しながら，本市が有する優位性や地域特性をいかせる産業の誘致を進め，地場産業の振興，増進に取り組みます。
- ◆既存の工業地は，敷地内を緑化することで，周辺住宅地との調和を目指します。また，面的整備により，未利用地の有効活用を促進します。
- ◆旭川工業団地は，産業構造に対応した工業・業務施設などの集積を目指します。また，地域高規格道路の整備推進による交通利便の優位性をいかした工業業務機能の維持，増進に取り組みます。

施策の方向

- ◆未利用地の有効活用の促進
- ◆既存の工業系地区における適切な土地利用の誘導
- ◆旭川工業団地の整備促進

（２）物流拠点

基本方針

- ◆新時代の物流に求められる国際化，広域化，情報化に対応できる北北海道の物流拠点を形成するため，旭川空港や，2 高速 1 連携道路などの高速交通体系と連携した産業の集積に取り組みます。
- ◆面的整備による都市基盤や流通関連施設の整備を進めます。

施策の方向

- ◆広域交通基盤をいかした産業の集積
- ◆既存流通業務地区における効率的な土地利用の誘導

（３）北方型産業の展開

基本方針

- ◆北国のライフスタイルを提案する生活文化の創造を進め，新たな北方型産業を展開することで，付加価値の高い製品づくりや地場産業の振興と産業の高度化を目指します。特に，旭川リサーチパークでは，インキュベーション機能と連携した先端技術産業の集積に取り組みます。

施策の方向

- ◆旭川リサーチパークにおける先端技術産業の集積

土地利用方針図



- 商業地
- 住宅地
- 沿道商業地
- 工業地
- 工業流通地
- 都市的利用地
- 沿道サービス利用
- 地域商業地
- グリーンベルト
- 大規模な公園

0 1 2 3km

2 都市交通整備

2-1 広域交通体系整備

(1) 旭川空港の機能強化

基本方針

- ◆北海道における拠点性を高め、世界に開かれた国際性豊かな都市を目指し、旭川空港の機能強化や利用者の安心、安全性の向上につながる空港施設の整備充実を促進します。また、国内及び国際航空路線の充実に取り組みます。
- ◆旭川空港の広域性、高速性を最大限にいかし、利用者の利便性を高めるため、旭川空港と市内中心部及び北海道縦貫自動車道インターチェンジを結ぶ主要幹線道路の整備を進めます。

施策の方向

- ◆空港ターミナルビルの機能拡充など空港施設整備の促進
- ◆国際チャーター便の増便、国際定期便の充実、新規路線の開設の促進
- ◆東旭川東神楽通、道道旭川旭岳温泉線の整備推進

(2) 広域道路の整備

基本方針

- ◆北海道の拠点都市として広域化する人、物、情報の活発な交流を支えるため、道央圏や十勝圏、主要な港湾と高速で連絡する北海道縦貫自動車道や地域高規格道路をはじめとする広域道路網の整備を進めます。
- ◆近隣市町村との有機的な結びつきを強め、一体的な発展を目指し、旭川市と近隣市町村を連絡する都市圏内道路網の整備を進めます。

施策の方向

- ◆北海道縦貫自動車道士別剣淵～名寄間の整備促進
- ◆一般国道 40 号名寄～稚内間の整備促進
- ◆一般国道の自動車専用道路の整備促進（旭川・紋別自動車道、深川・留萌自動車道）
- ◆地域高規格道路旭川十勝道路の整備促進
- ◆近隣市町村を結ぶ都市圏内道路網の整備促進

2-2 都市内道路網整備

(1) 体系的道路網の形成

基本方針

- ◆都市内交通の円滑化により都市活動の活力を高めるとともに、歩行者の安全性・快適性を高めるため、土地利用との整合を図りながら、将来の都市像に見合った主要幹線道路、幹線道路、生活道路による体系的道路網を形成します。
- ◆自動車交通の円滑化や利便性の向上に取り組むとともに、駐車待ちが生じないよう、公

共と民間の役割分担による駐車場整備を推進します。

- ◆主要幹線道路，幹線道路，生活道路の機能維持や歩行空間のバリアフリー化に取り組みます。

施策の方向

- ◆土地利用と交通施設の一体的整備の推進
- ◆都市内の幹線道路網の体系的な整備推進
- ◆中心市街地における駐車場整備計画に基づく適切な駐車場整備の誘導
- ◆歩行空間のバリアフリー化の推進
- ◆道路の適正管理及び道路，橋りょうの維持管理の充実
- ◆不法占用物件に対する指導の強化
- ◆地図情報システムを活用した道路管理データの整備など道路管理体制の充実

（２）主要幹線・幹線道路網の整備

基本方針

- ◆都市内の大量交通を円滑に処理し，都市活動の活力を高めるため，２環状８放射道路及び都心環状道路によって構成される主要幹線道路の交通機能を強化し，本市の骨格道路網を形成します。
- ◆地域における骨格道路として主要幹線道路網を補完する幹線道路を整備し，主要幹線道路及び幹線道路により構成される網状の道路ネットワークを形成します。
- ◆橋りょう部における交通渋滞を解消し，石狩川，美瑛川，忠別川，牛朱別川などの河川により分断されている市街地の一体的な発展に取り組みます。

施策の方向

- ◆主要幹線道路網の整備
- ◆金星橋通，永隆橋通，昭和通，大雪通，永山東光線などの幹線道路の整備推進
- ◆四大河川をはじめとする橋りょう整備の推進

（３）生活道路網の整備

基本方針

- ◆地域の特性をいかながら幹線道路を補完する道路を整備し，地区住民に親しまれる道路空間を創出します。
- ◆夜間の交通安全や防犯のため，町内会などが街路灯を設置及び維持する際の負担軽減に取り組みます。

施策の方向

- ◆補助幹線道路及びそれを補完する区画街路の整備推進
- ◆地域における生活道路網の整備充実
- ◆町内会などへの街路灯の設置費及び維持費の補助

2-3 歩行者系道路整備

(1) 歩行者空間の整備

基本方針

- ◆だれもが安心して快適な生活を送ることができるまちづくりを目指し、冬期間でも安全に移動できる歩行空間の確保などの環境整備を推進します。
- ◆市民、事業者、行政の協働によるバリアフリーのまちづくりを推進します。
- ◆日常的なふれあいとやすらぎの場として、地域の特性をいかしながら地域の住民に親しまれる道路の整備を行います。
- ◆周辺の自然地域と都市公園・緑地・農地などを連続的につなぎ、緑のネットワークやフットパスを形成するグリーンベルト構想を、市民団体などと連携しながら、可能なものから実現に努めます。
- ◆自転車利用のマナー向上のために市民の協力を求める取組を進め、放置自転車のない快適な歩行空間の確保を目指します。

施策の方向

- ◆段差の解消や適切な幅の歩道の整備
- ◆中心市街地における、『旭川市バリアフリー基本構想』に基づく特定事業計画の実施及び進行管理
- ◆空港、駅、駐車場などの交通施設におけるスロープ、手すり、エレベータ、エスカレーターなどの設置促進
- ◆わかりやすい交通案内、施設案内の整備推進
- ◆景観に配慮した道路緑化などうるおいのある道路の整備推進
- ◆自転車放置禁止区域の設定及び順次拡大の推進
- ◆駐輪場への案内標識などの設置推進
- ◆「都市型レンタサイクル事業」の実施の推進

(2) 自転車道路の整備

基本方針

- ◆通勤、通学、買物など日常の移動やスポーツ、サイクリングなどのレクリエーションの際に自転車を安全・便利に利用できるよう、既存サイクリングロードを有効に活用するとともに、それらを有機的に結合するための道路のネットワーク化に取り組みます。
- ◆自転車を安全・快適に利用できるように、『旭川市駐輪場基本計画』に基づき、行政・民間・市民がそれぞれの役割を分担、協働しながら中心市街地の駐輪対策に取り組みます。
- ◆公園・緑地を結びながら自転車で市街地を周遊する市街地ネットワークと、広域的施設を結ぶ広域ネットワークを有機的に連結するレクリエーション利用ネットワークを形成します。
- ◆近隣8町を結ぶ緑の空間である石狩川水系の河川敷地や堤防などを利用した広域的なサイクリングロードの整備を推進します。

施策の方向

- ◆河川空間や主要幹線道路、幹線道路などを利用した自転車道のネットワーク化
- ◆日常生活での移動に対応する日常利用ネットワークの形成
- ◆河川敷地や堤防などを利用した広域サイクリングロードの整備促進
- ◆行政による公共駐輪場の設置の推進
- ◆中心市街地における適切な駐輪場設置の誘導

(3) 雪道対策の充実

基本方針

- ◆冬期間の積雪に配慮し、ゆとりのある除雪しやすい道路や、坂道や歩行者の多い歩道を凍結しにくい道路へ整備し、歩行者や自動車の安全な移動の確保に取り組みます。

施策の方向

- ◆堆雪スペースを考慮した道路整備や電線類の地中化促進
- ◆坂道や歩行者の多い歩道でのロードヒーティングなどの整備推進
- ◆ロードヒーティングの適正管理

2-4 公共交通整備

(1) バス交通などの充実

基本方針

- ◆自家用自動車という移動手段を持たない人々が、効率的に地域内での移動ができるよう公共交通の利便性向上に取り組みます。
- ◆路線の運休・廃止などによる地域住民の生活への影響を防ぐため、バス利用者を増やし、公共交通の活性化に取り組みます。
- ◆まちなかに向かう郊外居住者が、地域で暮らし続けられるよう、維持困難バス路線の代替手法モデルを検討します。
- ◆中心市街地を循環するコミュニティバスを運行するなど、中心市街地における交通の利便性向上とにぎわいの創出に取り組みます。

施策の方向

- ◆利用しやすいバス発着施設の整備、多機能型バスシェルターの設置促進
- ◆交通結節点となるバス停近くにおける駐輪場の設置促進（サイクル&バスライド）
- ◆バス路線網の充実やバス専用レーンの検討
- ◆ノンステップバスや福祉タクシーなど交通バリアフリー化の推進
- ◆公共交通機関の案内の充実
- ◆運賃支払を円滑にするＩＣカードや接近表示システムの導入の検討
- ◆交通体系の見直しに伴うＢＲＴ（快速バス）などの導入の検討
- ◆米飯地区の代替交通機関（デマンドバス、乗合タクシーなど）の検討、及び他地区への展開
- ◆中心市街地活性化に向けた中心市街地循環バス、買物公園補助交通の運行

- ◆ 空港や鉄道とのシームレスな乗り継ぎのための連携強化

(2) 鉄道などの充実

基本方針

- ◆ 北海道の拠点都市として広域化する人、物、情報の交流を一層活発化するため、鉄道輸送力の増強や各都市との時間短縮化に取り組みます。
- ◆ J R 旭川駅付近における駐車場及び駐輪場の整備により、鉄道、バス、自動車や自転車による交通結節機能を強化し、公共交通の利便性向上に取り組みます。
- ◆ 主要な駅における交通の利便性を高めるため、バリアフリー化や緑化に配慮しながら、利用しやすく親しみやすい駅周辺の整備に取り組みます。

施策の方向

- ◆ 輸送力の増強や各都市間との時間短縮化の促進
- ◆ J R 旭川駅付近における駐車場、駐輪場の整備などによる交通結節機能の強化
- ◆ 主要な駅周辺の整備促進

3 公園緑地，河川整備

3-1 公園整備

(1) 大規模な公園の整備

基本方針

- ◆地域のバランスに配慮しながら総合公園，運動公園など大規模な公園を配置し，動植物が生息できる豊かな自然と市民がふれあいながら，スポーツやレクリエーション，文化活動，イベントができる多目的な公園として整備充実を進めます。
- ◆総合公園の配置バランスを考慮し，新設する公園の検討を行います。
- ◆運動公園については，花咲スポーツ公園を活用しながら，東光スポーツ公園の整備を推進するほか，北東部への配置について検討します。

施策の方向

- ◆総合公園の整備充実
- ◆運動公園の整備充実
- ◆新たな運動公園の配置検討
- ◆生物の生息を誘発する緑地整備の推進
- ◆自然環境に親しめる施設整備の推進

(2) 身近な公園の整備

基本方針

- ◆生活の身近にある遊びやレクリエーション，交流の場として，だれもが利用しやすく，親しみやすい空間となるよう，地域特性に配慮しながら，街区公園，近隣公園，地区公園などの公園の整備充実に取り組みます，
- ◆地域の中心的な公共公益施設の立地に合わせ，敷地内や隣接地への公園や緑地の配置を検討します。
- ◆中小規模の公園の整備に際しては，地域住民の参加を求め，緑化や遊具，ベンチ，トイレなどの整備方針について検討し，地域住民に愛され，有効に利用される公園づくりを行うとともに，町内会など地域住民組織と連携しながら維持管理の充実に取り組みます。

施策の方向

- ◆街区公園，近隣公園，地区公園の適正配置
- ◆公共公益施設の立地に合わせ公園緑地の配置検討
- ◆公園愛護協力会などの拡充や行政と地域住民，町内会との連携強化など維持管理体制の充実
- ◆住区基幹公園の維持保全の推進
- ◆整備から相当年数が経過している既存公園の再整備や改修

(3) 自然豊かな公園の整備

基本方針

- ◆嵐山公園や旭山公園など優れた自然が残る公園は、自然観察や野外体験活動などが可能な空間として保全・整備するとともに、市街地を眺望できる公園として修景を進めるなど、豊かな自然とふれあえる旭川らしい公園となるよう整備に取り組みます。
- ◆旭山公園については旭山動物園や周辺樹林地などとの関連づけを高め、相互利用を促進しながら、貴重な自然資源の保全をベースとした新たな魅力を高めます。
- ◆施設に木材を積極的に活用するなど、旭川らしい公園緑地の配置や整備を進めます。

施策の方向

- ◆風致公園である嵐山公園や旭山公園の整備充実
- ◆周辺との連携をいかした旭山公園の整備充実

3-2 河川整備

(1) 治水対策の充実

基本方針

- ◆市民の安全な暮らしを守るため、生態系に配慮しながら、洪水などによる水害が発生しやすい箇所での河川改修を計画的に行うとともに、市街地を流れる中小河川の改修整備を推進するなど治水対策の充実に取り組みます。
- ◆一級河川の整備については、流域内における各種開発事業と調整しながら、水辺空間の活用など総合的な治水対策に取り組みます。
- ◆市街地の整備など、土地利用の変化による雨水流出量の増大については、河川管理者と十分に調整し、治水上の安全を確保する対策を進めます。

施策の方向

- ◆整備計画に基づく主要河川の整備促進
- ◆公共下水道の雨水整備の推進
- ◆中小河川の改修整備の推進
- ◆河川整備の重要性の啓発

(2) 河川緑地の保全

基本方針

- ◆石狩川、忠別川、美瑛川、牛朱別川をはじめとする河川緑地や河畔林を保全しながら、魚・鳥などが生息しやすい、豊かな自然と調和した「多自然川づくり」を進めます。
- ◆各橋りょうからの眺望の対象となる河川敷の緑化修景を進め、うるおいと、やすらぎのある河川環境の形成に努めます。

施策の方向

- ◆主要河川に沿った市街地の景観が河川の緑と一体となった緑地の形成
- ◆河川緑地の保全・創出による多自然型緑地の形成

- ◆河畔林の保全・創出など豊かな自然と調和した「多自然川づくり」の推進
- ◆「河川環境整備事業」,「桜つつみモデル事業」を含めた河川事業の推進
- ◆川の名の由来を記した河川標識の設置や河川美化運動の推進

(3) レクリエーション空間の創出

基本方針

- ◆「川のまち旭川」の特性をいかし、河川敷の有効活用や市街地内への水辺の導入など、市民が川や水に親しみながら、身近なレクリエーションの場所として憩い、楽しむことのできる空間の創出に取り組みます。
- ◆スポーツやレクリエーションに活用するとともに、近隣8町とのサイクルネットワークの形成による振興を深めるため、近隣8町を結ぶ石狩川水系の河川敷地や堤防を活用した広域的なサイクリングロードを整備します。

施策の方向

- ◆常磐公園に隣接する石狩川河川空間の整備
- ◆噴水や池、せせらぎ、滝など水辺の整備
- ◆市民が憩い、楽しむことのできる親水空間や散策路の創出
- ◆河川緑地や堤防などを利用した広域的なサイクリングロードの整備推進

3-3 緑のネットワーク形成

(1) 緑のネットワークの形成

基本方針

- ◆動植物が生息できる緑のネットワークを形成するため、周辺の樹林地から出て、市街地を流れる四大河川を水と緑の中心軸とし、大小の公園や緑地、公共施設などの公的緑地やこれらを結びつける市街地内の道路、緑道、並木道の緑化に取り組みます。また、市民や企業など広範な参加と協力のもと緑化活動を推進し、緑豊かなまちをつくります。
- ◆道路、河川などの緑の公共空間、持続性のある緑地、樹林地、民有地の緑など、様々な緑とオープンスペースの連携に取り組み、緑豊かなまちづくりを推進します。

施策の方向

- ◆忠別川の自然環境及び周辺の緑地と連携した北彩都ガーデンの整備
- ◆公園緑地を有機的に結ぶ豊かな樹林帯の配置
- ◆緑豊かな丘陵地や大規模な公園・緑地などと結ぶ水と緑のネットワークの形成
- ◆昆虫や水鳥などの観察ができる水辺空間の創出
- ◆水と緑のネットワークを形成する河川緑地の整備推進

(2) 緑化の推進

基本方針

- ◆公共空間を積極的に緑化し、豊かな自然と調和できる市街地の形成に取り組みます。また、市街地全体で緑の底上げに取り組むため、緑化イベントや地域における緑化運動などを通じて、市民の参加意識を高め、民有地の緑化を促します。
- ◆旭川市に流入する国道や鉄道沿線、空港からのアクセスとなる道路などで、花や緑にあふれるまちのイメージづくりを推進します。

施策の方向

- ◆社寺境内の樹林地、学校林及び外国樹種見本林などの保全
- ◆公園緑地の配置や街路樹の植栽、学校の緑化、樹木の育成の推進
- ◆都市緑地の整備推進
- ◆シンボリックな並木の整備・育成、緑と花に包まれた「メルヘン街道」の整備推進
- ◆ＪＲ旭川駅、空港、公共施設での花壇や緑地の設置
- ◆緑化基金などを活用した民有地の緑化推進
- ◆緑化市民団体の育成や市民の自主的な緑化活動の支援
- ◆花フェスタなど各種の緑化イベントの推進
- ◆緑化重点地区での緑化の推進

4

環境保全

4-1 農地，緑地，河川，大気保全

(1) 農地の保全

基本方針

- ◆都市にうるおいを与える貴重な緑の空間となる市街地外縁部の農地を保全するため、適正な土地利用と秩序ある整備を誘導します。
- ◆過疎対策，定住対策を行うため，道路・公園やコミュニティ施設の整備，飲料水の確保や生活排水・家畜排せつ物の適正な処理など，農村の生活環境を改善し，若者や都市生活者にも魅力ある農村づくりを進めます。
- ◆豊かな自然とふれあいながらレクリエーションが楽しめる「旭川21世紀の森」や「江丹別若者の郷」の整備充実に取り組みながら，都市との交流が生まれる開かれた農村づくりを進めます。

施策の方向

- ◆農地の保全など適正な土地利用の推進
- ◆農業集落排水事業，浄化槽の設置，家畜排せつ物の処理施設の整備推進
- ◆コミュニティ施設や道路・公園の整備推進
- ◆「旭川21世紀の森」や「江丹別若者の郷」などの整備
- ◆市民農園，農畜産物加工施設，農産物などの販売施設の拡充推進
- ◆グリーンツーリズム，優良田園住宅などの振興による，都市住民に開かれた農村づくりの促進

(2) 緑地の保全

基本方針

- ◆郷土を代表するクマゲラやキタキツネなどの生息地であるとともに，水資源をかん養する嵐山，常盤山，神居山などの樹林地を貴重な財産として積極的に保全します。
- ◆野生の動植物など旭川の豊かな自然とふれあいながら，快適かつ安全に市民が憩い，レクリエーションや体験学習に活用できるような森林空間を整備します。
- ◆大規模な宅地造成などを行うときは，新たな緑地の創出を積極的に推進するとともに，貴重な樹林地，緑地，樹木を保護育成するなど，良好な緑や風景を保全します。
- ◆地権者の協力を得ながら緑地保全地域や風致地区の指定を行うなど，緑地の保全・活用を進めます。

施策の方向

- ◆嵐山，近文台，常盤山，台場，神居山，雨紛，春光台，西御料，突哨山，旭山などの丘陵地の保全

- ◆自然とふれあうことのできる森林空間の形成
- ◆計画的な植林や間伐などの推進
- ◆大規模な宅地造成などを行う際の新たな緑地創出の誘導

(3) 河川水質の保全

基本方針

- ◆河川の水質を保全し、快適な生活環境を確保するため、都市部における公共下水道の整備を行うとともに、農村部においては生活排水処理や家畜の排せつ物処理を充実します。

施策の方向

- ◆土地利用などの変更に合わせて下水道基本計画の見直し
- ◆農業集落排水事業や浄化槽による生活排水処理対策の推進

(4) 大気の保全

基本方針

- ◆大気への負荷を低減するため、市民や事業者の理解を求めながら、産業活動や日常生活において消費されるエネルギー量の削減に取り組みます。また、大気汚染の原因となる物質の排出抑制や適正処理を推進することにより、環境への負荷の低減に取り組みます。
- ◆大気の浄化を目指し、樹木の保全に取り組みます。
- ◆自動車による大気汚染を抑制するため、自動車交通の円滑化や自転車、公共交通機関の利用促進など総合的な交通対策を推進します。

施策の方向

- ◆断熱効果の高い建物や住宅の普及・啓発
- ◆ボイラーや暖房器具などの適切な維持管理の普及・啓発
- ◆オフィスビルや公共施設における再生可能エネルギーの有効活用や省エネルギー型設備の設置の普及促進
- ◆事業者に対する低公害型機器の普及・啓発
- ◆二酸化炭素の吸収に役立つ樹林地の保全
- ◆自動車交通の円滑化、物流の効率化など総合的な交通対策の推進
- ◆公共交通機関の利便性や徒歩・自転車の利便性の向上及び利用促進
- ◆公害防止施設の設置や改善の促進

(5) 市民参加と協働

基本方針

- ◆身近な自然環境は地域社会の共有財産であるとの認識のもと、市民、事業者、行政の協働により、環境保全活動や環境学習を進め、自然環境の保全、回復、創出に努めます。

施策の方向

- ◆市民、事業者、行政の協働による環境保全活動や環境学習の推進

4-2 廃棄物処理

(1) 循環型社会の形成

基本方針

- ◆環境への負荷が少ない社会づくりを目指し、市民、事業者、行政の協働により、ごみの発生抑制と減量化・資源化及び適正処理に取り組み、環境と調和のとれた、持続的な発展が可能な循環社会を形成します。

施策の方向

- ◆ごみの減量と適正処理、リサイクル運動の推進

(2) ごみ処理施設の充実

基本方針

- ◆各種設備の老朽化が進行している近文清掃工場は、適切な補修整備により安定した運転を確保しながら、施設の長寿命化について具体的に検討します。また、中間処理施設での適正な維持管理を推進し、ごみの衛生的かつ効率的な処理と減量化・資源化に努めます。
- ◆施設周辺の環境整備に配慮しながら、不燃物や焼却灰などを安全かつ衛生的に埋立処分するため、引き続き最終処分場の適正な維持管理を推進します。
- ◆次期最終処分場の検討作業を計画的に進めます。

施策の方向

- ◆近文清掃工場の適切な補修整備
- ◆各中間処理施設での適正な維持管理、ごみの衛生的かつ効率的な処理と減量化・資源化の推進
- ◆最終処分場や旧中園廃棄物最終処分場の安全、適正な維持管理の推進
- ◆次期最終処分場建設候補地の選定や事業化に向けた検討作業の計画的な推進

(3) 環境美化の推進

基本方針

- ◆市民の環境美化意識を高め、ごみが散乱していないきれいなまちにするため、市民の積極的な参加と行政との協力体制により、ごみのポイ捨て禁止運動を進めるとともに、監

視指導の強化によってごみの不法投棄や不適正処理を防止します。

施策の方向

- ◆ごみのポイ捨て禁止運動などまちの環境美化の推進
- ◆ごみの不法投棄・不適正処理の防止推進

4-3 再生可能エネルギーの利活用

(1) 再生可能エネルギーの利活用

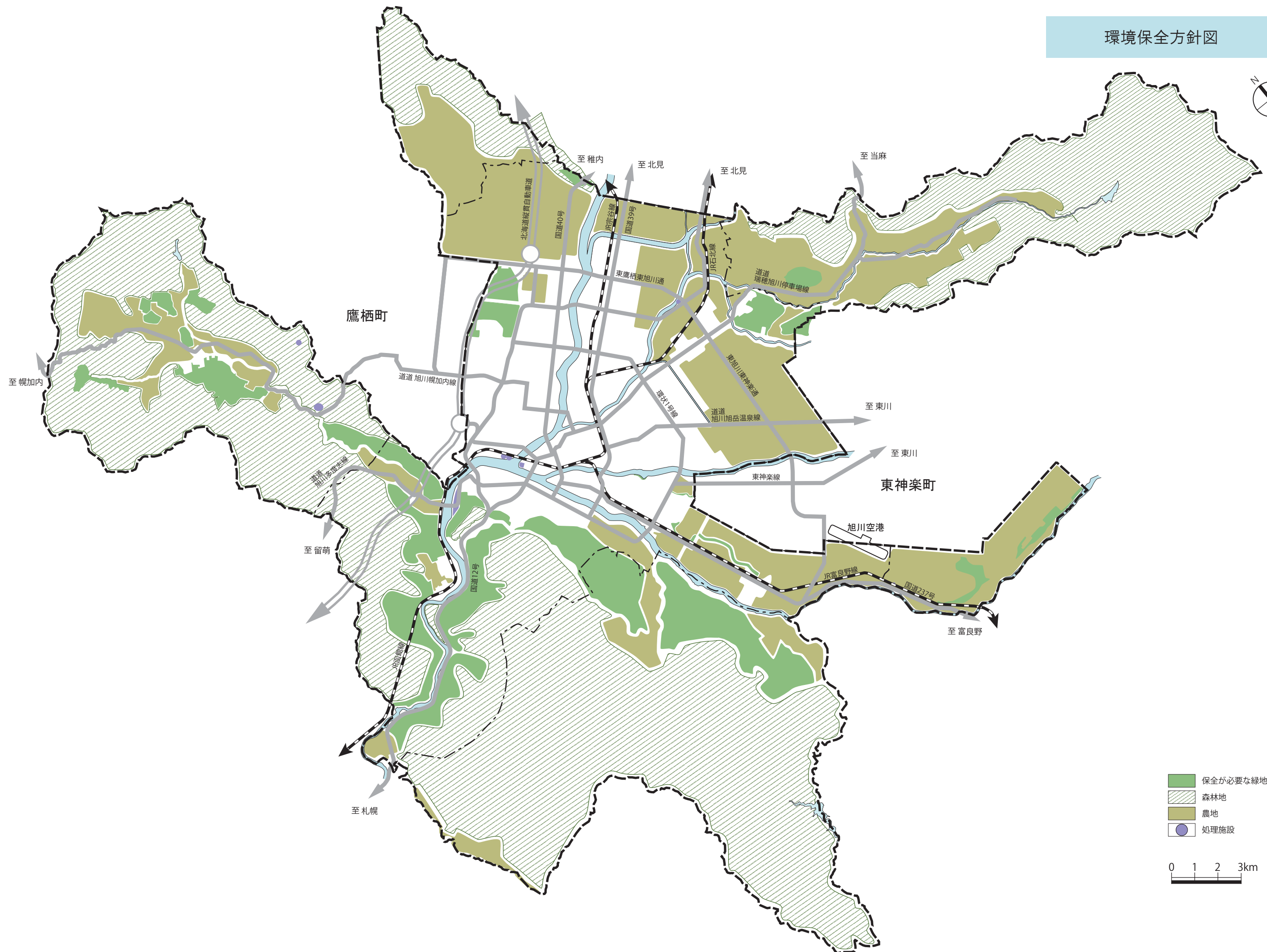
基本方針

- ◆太陽光のほか地中熱，雪氷冷熱の有効利用を推進します。また，農業・林業から排出されるもみ殻などの廃棄物をはじめ，市内から発生する生ごみ，下水汚泥などの廃棄物を活用するバイオマスや河川，水路における水の力を利用した小水力発電の有効利用についても検討を行い，地域特性をいかした再生可能エネルギーの有効活用を推進します。

施策の方向

- ◆太陽光発電設備の導入促進
- ◆地中熱，雪氷冷熱の有効利用の推進
- ◆バイオマス，小水力発電の有効利用の検討
- ◆省エネルギー機器及び新エネルギー機器の導入促進

環境保全方針図



 保全が必要な緑地
 森林地
 農地
 処理施設



5 景観形成

5-1 景観づくり

(1) まち並みづくり

基本方針

- ◆地域としてのまとまりを感じさせる景観を保全し、また、生活感が感じられる雰囲気づくりや周辺環境を考えた修景を行うことにより、まち並みの質を高めます。さらに、田園の中に見られる建築物などは、山並みなどの自然や周囲の雰囲気との調和に配慮するなど景観ゾーンの形成に取り組みます。
- ◆まちの輪郭を形づくる丘陵の斜面やまちを貫く河川などの地形的特徴をいかし、また、連続性のある幹線道路や鉄道沿線は周辺のまち並みと一体感を持たせることによって、旭川らしい魅力的な景観ラインの形成に取り組みます。
- ◆まちの姿を心地よく楽しめる場となるよう眺望点を整備します。また、大きな樹木や歴史的な建築物、公共施設などを良好に保全することによって、地域らしさが感じられる景観ポイントの形成に取り組みます。

施策の方向

- ◆まち並みづくりのルールとなる景観協定や建築協定などの活用
- ◆建築物や工作物などの形態や色彩の誘導
- ◆屋外広告物の形態や色彩、適正な表示の誘導
- ◆景観重要建築物や景観重要樹木の指定

(2) 活動づくり

基本方針

- ◆市民や事業者が主体的に景観づくりに取り組むことで、地域の良好な景観に結びつくことを認識してもらい、それぞれが地域の景観づくりに参加できるよう誘導します。
- ◆建築物などが地域のまち並みをつくっていることを理解し、周辺との調和に配慮した色彩や形態、緑化などの景観づくりを誘導します。
- ◆景観づくりに関連する制度や事業を活用し、市民、事業者、市（行政）との協働によって、総合的かつ計画的な景観づくりに取り組みます。

施策の方向

- ◆景観パネル展や景観見学会、「景観賞」などによる景観づくりについての啓発
- ◆建築物や工作物などの形態や色彩を誘導
- ◆まち並みづくりのルールとなる景観協定や建築協定などの活用・促進
- ◆「景観アドバイザー派遣制度」による景観づくりについての助言指導

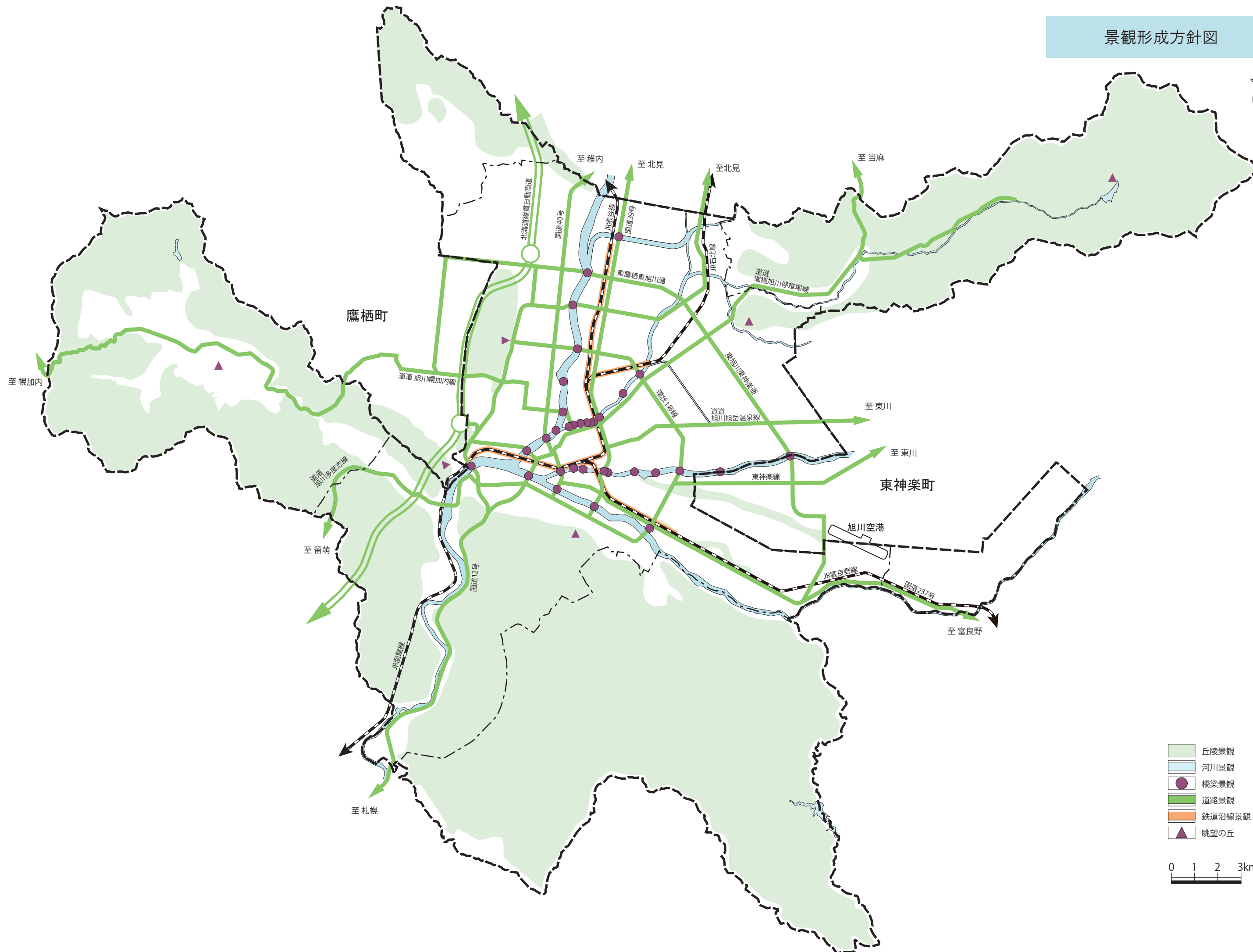
5-2 北彩都あさひかわ地区（景観計画重点区域）

基本方針

- ◆地域に残る歴史的建造物や地域に根付く技術，材料をデザインにいかすなど，地区の歴史的，文化的背景を尊重した旭川らしいまち並み形成します。
- ◆多くの人々が，自然に親しみ，その大切さを認識できるまちづくりに取り組みます。
また，建物のスカイラインやシルエットを整え，周囲にある緑や遠くに望む山並みをいかしたまち並みを形成します。
- ◆楽しく集うことができる活動的な敷地利用を誘導するとともに，北国にふさわしい快適な生活空間の創出に取り組みながら，人を引き立てるための落ち着いたまち並みを形成します。
- ◆にぎわいや自然環境など特徴ある新たな魅力を持ったまち並みを形成します。

施策の方向

- ◆「街並み形成協議会」などとの事前協議制度を活用した景観誘導
- ◆「景観重要建造物」及び「景観重要樹木」の指定
- ◆ 屋外広告物の形状や面積についての規制・誘導
- ◆ 『旭川市公共サイン整備指針』に基づく公共サインの設置推進



- 丘陵景観
- 河川景観
- 橋梁景観
- 道路景観
- 鉄道沿線景観
- 眺望の丘

0 1 2 3km

6 都市防災

6-1 市街地整備

(1) 面的整備の推進

基本方針

- ◆防災性能の向上に配慮し、既成市街地の安全性を高めるため、計画的な面的整備などにより避難経路となる道路や延焼を遮断する都市公園の整備、防災空間の確保に取り組みます。また、延焼の危険性の高い地区では建物の不燃化を促進します。

施策の方向

- ◆防災に配慮した土地区画整理事業の推進
- ◆市街地再開発事業による建物の不燃化の促進
- ◆防火地域・準防火地域の指定による建物の不燃化の促進

(2) 防災空間の確保

基本方針

- ◆災害発生時における被害の拡大を防ぐため、延焼遮断帯や避難場所となる都市公園や河川緑地などのオープンスペースを確保し、防災空間としても利用できるよう整備を推進します。また、住宅地と工業地の間に緩衝緑地を配置し、市街地の防災機能を高めます。

施策の方向

- ◆災害時の緩衝地、避難地としての都市公園、河川緑地の整備推進
- ◆近文、東鷹栖、東旭川などの工業地周辺への緩衝緑地帯の配置
- ◆パルプ町などの既存緩衝緑地帯の保全

(3) 道路・橋りょうの整備

基本方針

- ◆火災時における延焼防止や、災害時における緊急車両の経路となるように、主要幹線道路・幹線道路や橋りょうの整備を進めます。
- ◆災害時に、だれもが安全に避難できるように、歩行者空間のバリアフリー化や適切な幅員の確保に取り組みます。
- ◆積雪時の災害にも有効に対応できる道路を確保するため、流雪溝・堆雪スペースの整備による有効幅員の確保など、雪に強い道路の確立を目指します。

施策の方向

- ◆『北海道緊急輸送道路ネットワーク計画』により指定された幹線道路、橋りょうなど

の整備及び都市計画道路の整備推進

- ◆高密度市街地での延焼を防止する道路環境施設帯の配置
- ◆避難地と接続する生活道路のバリアフリー化
- ◆安全に利用できるように避難路となる道路の整備
- ◆流雪溝や堆雪スペースを考慮した道路整備など雪に強い道路の確立
- ◆災害時に道路の安全通行を確保するためのパトロールの実施
- ◆がけ崩れなどの危険箇所の防災点検などの実施

（４）ライフラインの強化

基本方針

- ◆災害に強い都市づくりを行うため、電気、ガスなどのライフラインは、共同溝の敷設や電線類の地中化、水道の配管強化などによる耐震強化に取り組みます。

施策の方向

- ◆ライフラインなどの耐震強化の推進
- ◆共同溝などの整備

（５）建物の耐震化

基本方針

- ◆旧耐震基準で建設された既存の建物に対し『旭川市耐震改修促進計画』に定めた施策を推進することにより、建物の耐震化を促進します。

施策の方向

- ◆講演会、セミナー、イベントなどによる耐震化についての周知・啓発
- ◆耐震診断・耐震改修技術講習会の開催
- ◆国などの住宅耐震診断・耐震改修支援制度の活用

6－2 災害防止

（１）面的整備の推進

基本方針

- ◆大雨による浸水被害を防止するため、洪水などによる水害が発生しやすい箇所の河川改修を計画的に進めるとともに、住宅地などにおける雨水管渠や、民間が行う新たな造成地における貯水機能を持たせた調整池や貯留浸透設備などの整備を誘導します。

施策の方向

- ◆水害が発生しやすい箇所の河川改修の促進
- ◆雨水管渠の整備

◆造成地における調整池や貯留浸透設備などの整備の指導

(2) 土砂災害対策の推進**基本方針**

- ◆斜面の崩壊，土砂流出など災害の危険性がある箇所は，住民への周知やパトロールを行うとともに，樹林地の保全や災害防止工事を進めます。さらに，土砂災害警戒区域などが指定された区域については，土砂災害の危険性の周知，警戒避難体制の整備や住宅などの新規立地を抑制するなどの土砂災害対策も併せて行います。

施策の方向

- ◆嵐山，近文台，台場，雨紛，春光台，西御料，神岡などの丘陵斜面地や神居山，常盤山，旭山，突哨山，岐登牛山，伊ノ沢山などの樹林地の保全
- ◆災害の危険性がある箇所の住民への周知，パトロールの実施
- ◆災害の危険性のある箇所での急傾斜地崩壊防止工事，砂防工事などの促進
- ◆土砂災害警戒区域などの指定区域での土砂災害の危険性の周知，警戒避難体制の整備

(3) 雪害対策の推進**基本方針**

- ◆冬期間の生活の安全性が確保された雪に強い都市づくりを行うため，堆雪スペースが確保された北方型住宅の開発・普及に取り組みます。
- ◆歩行者空間が確保された街区の整備を誘導するとともに，流雪溝やロードヒーティングなどの消流雪施設の整備により，雪の効果的な処理を行います。

施策の方向

- ◆高齢者世帯などへの屋根雪下ろし事業の実施による冬期間の生活の安全の確保
- ◆除排雪機器やロードヒーティング施設などの整備，堆雪スペースの確保，融雪設備・機器の開発促進
- ◆流雪溝や消流雪用水導入による雪処理施設の整備
- ◆河川敷地などを利用した雪堆積場の確保

6-3 防災施設整備**(1) 防災拠点・情報通信網の整備****基本方針**

- ◆災害時の応急対策を効率的に行うとともに，普段から防災教育や自主防災組織の研修ができるよう総合防災センターの整備を推進します。
- ◆被災地との連絡や，災害危険区域及び警戒区域の住民へ警戒情報などが伝達できるよう地域情報通信メディアの活用や防災に関する情報通信システムの整備を推進します。

施策の方向

- ◆総合防災センターの整備推進
- ◆防災に関する情報・通信システムの整備推進

(2) 避難所及び避難場所の確保

基本方針

- ◆災害時に安全に避難ができる環境を整備するため、地域の状況にあわせて、学校施設、公園などの安全性を調査して、災害時の避難所及び避難場所を指定します。また、無線など通信機器の配備、食料や生活必需品の備蓄を行うとともに、避難所及び避難場所への安全な避難経路を確保します。
- ◆『旭川市耐震改修促進計画』に基づき、避難所となる建物の耐震化の促進に努めます。

施策の方向

- ◆地域の状況に合わせた避難所及び避難場所の指定又は指定解除の実施
- ◆食料や生活必需品などの備蓄
- ◆避難所及び避難場所の周知
- ◆避難所の耐震化の促進

